

静岡県公安委員会規則第7号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年8月2日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和52年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
警察署名	名称	位置	所管区域	警察署名	名称	位置	所管区域
下田警察署	(略)			下田警察署	(略)		
	河津町交番	賀茂郡河津町笹原303番地の1	(略)		河津町交番	賀茂郡河津町笹原302番地の6	(略)
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
伊東警察署	(略)			伊東警察署	(略)		
	宇佐美交番	伊東市宇佐美1708番地の1	(略)		宇佐美交番	伊東市宇佐美1100番地の1	(略)
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
清水警察署	(略)			清水警察署	(略)		
	興津交番	静岡市清水区興津本町218番地	(略)		興津交番	静岡市清水区八木間町442番地の3	(略)
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
掛川警察署	(略)			掛川警察署	(略)		
	日坂警察官駐在所	(略)			日坂警察官駐在所	(略)	
	原田警察官駐在所	掛川市原里946番地の4	掛川市のうち 居尻、大和田、上西之谷、黒俣、炭焼、丹間、寺島、中西之谷、萩間、原里、孕石、久居島、平島		原田警察官駐在所	掛川市原里946番地の4	掛川市のうち 居尻、大和田、上西之谷、黒俣、炭焼、丹間、寺島、中西之谷、萩間、原里、孕石、久居島、平島
	原谷警察官駐在所	掛川市本郷1414番地の1	掛川市のうち 西山、幡鎌、細谷、本郷		原谷警察官駐在所	掛川市本郷1414番地の1	掛川市のうち 居尻、大和田、上西之谷、黒俣、炭焼、

